

旭川市立永山西小学校

学校いじめ防止基本方針



令和4年5月改定

【目 次】

はじめに

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | いじめの防止等の対策に関する基本理念 | P 1 |
| 2 | いじめの理解 | P 2 |

II 本校が実施するいじめの防止等の取組

- | | | |
|-----|------------------------------------|-------|
| 1 | 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標（指標） | P 3 |
| 2 | 児童が主体となった取組の推進 | P 4 |
| 3 | 学校いじめ対策組織の設置 | P 4 |
| 4 | いじめ防止の取組 | P 6 |
| 5 | いじめの兆候の早期発見と積極的な認知 | P 8 |
| | 〈資料〉いじめ発見・見守りチェックリスト | P 9 |
| | 〈資料〉主な相談窓口 | P 1 1 |
| 6 | いじめの対処 | P 1 2 |
| 7 | いじめの解消 | P 1 3 |
| | 〈資料〉早期発見・事案対処マニュアル | P 1 4 |
| 8 | いじめの重大事態への対応 | P 1 5 |
| 9 | いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携 | P 1 6 |
| 1 0 | インターネットを通じて行われるいじめへの対処，
保護者との連携 | P 1 6 |
| 1 1 | 学校いじめ防止プログラム | P 1 6 |
| | 〈資料〉1年間の取組 | P 1 7 |
| | | P 1 8 |

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも「いじめのない、笑顔あふれる学校づくり」に努めてきました。いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処を行っています。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

第2条

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標（指標）

【目標①】「いじめはどんなことがあっても許さない。」の割合・・・100%

【目標②】「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない。」・・・5%以下

前年度、いじめを認知した件数は4件です。3件については、該当児童への指導、保護者への連絡、学級・学年での指導を通して解消することができました。もう1件については、継続して指導を行っているところです。

児童が「いじめはどんなことがあっても許さない。」と答えた割合は、96%であり、今後も100%になることを目標に、継続的な指導をしていきます。加えて「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない。」と答えた割合は、およそ8%でした（目

標5%以下)。このことから、誰かに相談する必要性をさらに児童に指導し、困ったときの対処法を身に付けるようにしなければいけません。

以上の結果を踏まえ、今年度はさらに積極的にいじめを認知し、いじめは「どこでも起こりうる」という認識に立ち、いじめが重大な事態になる前に早期発見に努めます。いじめが発見された場合は、学校全体で取り組み、すべてのいじめが解消できるようにします。

2 児童が主体となった取組の推進

本校ではいじめ防止に向け、児童主体で以下の取組を行います。今年度も全児童が「いじめをしない・させない・見過ごさない」ために、発達段階に合わせた取組を行います。

(1) 児童会中心の取組

- ・いじめ防止に関わる集会活動（前期・後期）
- ・いじめ防止強化月間（6月・10月）の取組
（いじめ防止標語、あいさつ運動等の取組）



(2) 学年・学級を中心とした取組

- ・いじめ防止に関わるスローガン等の設定
- ・いじめ防止に向けた話し合い（教科・学活・道徳）



3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

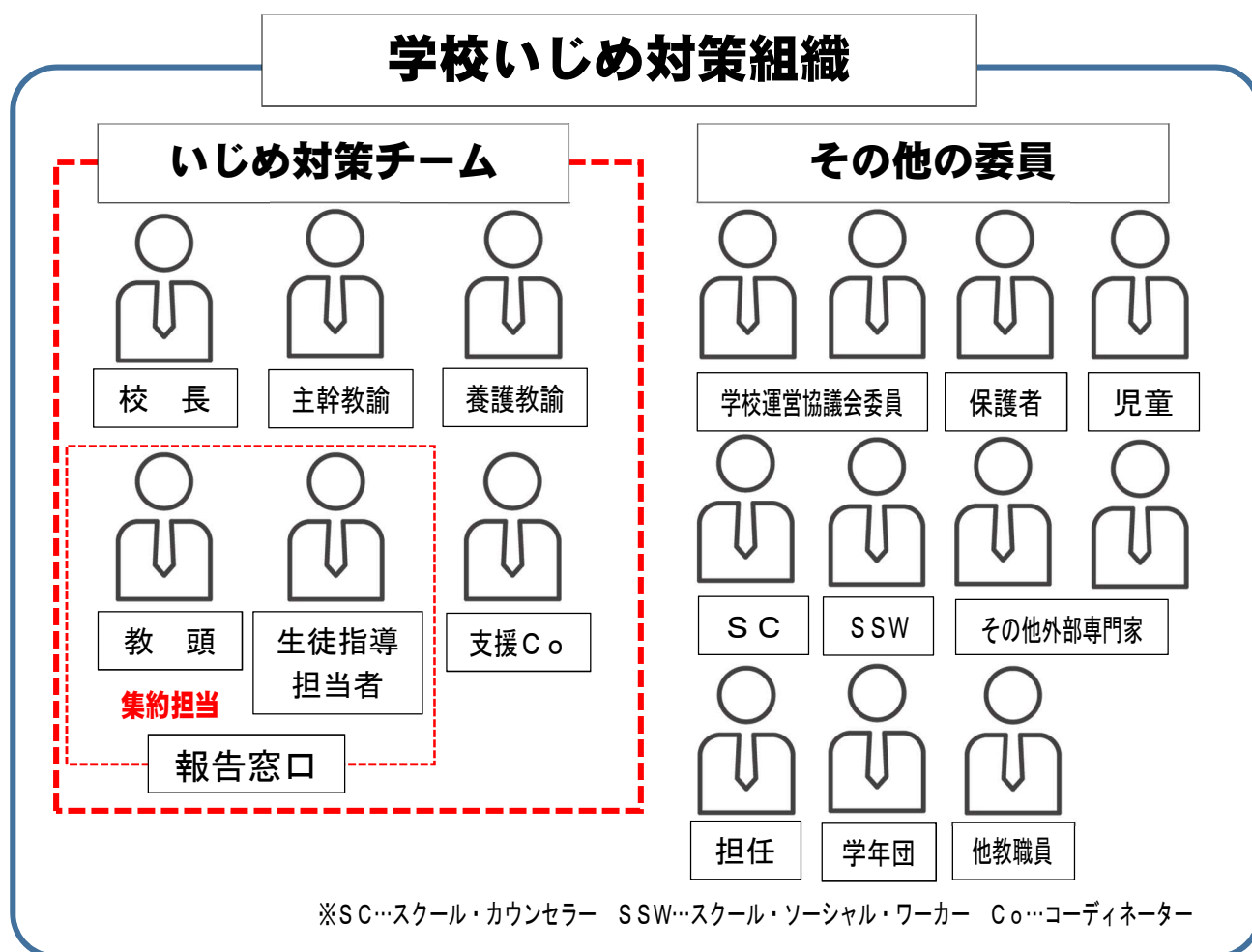
「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専

門家であるスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，弁護士，医師，警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では，いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく，組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし，いじめの防止や早期発見，対処について，より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため，法に基づき，校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については，「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム*P15参照）の作成や実施の際に，保護者の代表，地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織 P5 対策組織*1 を構成し，いじめへの対処等は，必要に応じて，スクールカウンセラーなどの外部専門家等を加え P5 対策組織*2，組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

（２）いじめ対策組織図



(3) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

(ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

(ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

(イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

(ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

(エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種の取組

(ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成、実行、検証、修正

(イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

(ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

(ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

(イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

(ア)教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。

(イ)幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

(ア)いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。

(イ)教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

(ア)教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。

(イ)自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

(ウ)自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

(5) 出欠確認ボードの効果的な活用

始業前に連絡のあった欠席、遅刻などの情報を記入、さらに毎朝9時頃までにスプレッドシートによる健康観察記録をもとに養護教諭が確認し、各学級の出欠を記録することでその日の児童の出席状況を一枚のボードで確認、共有できるようにしています。



その後、校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、特別支援 co でその日の児童の出席状況に関する情報共有を行っています。欠席が続く児童がいた場合は、数字を書き入れ、担任からの連絡を忘れずに行うようにしています。

また、家庭へ連絡をした際は、児童の健康状態の確認だけでなく、可能であれば児童と会話を行い「心身のケア」もできるように努めています。この取組は、不登校の未然防止に向けた取組であると共に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」にも効果を発揮するものとして定着しています。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を行います。

- (ア) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気作りに努めます。
- (イ) 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）、や本校における相談窓口の利用、関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組

記入者

【記入日

月

日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に
行きたがる。……………〔 〕
- ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は
訪問する。……………〔 〕
- ☐ 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- ☐ 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- ☐ 交友関係が変わった。……………〔 〕
- ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり
する。……………〔 〕
- ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。……………〔 〕
- ☐ 体に擦り傷やあざができていくことがある。……………〔 〕
- ☐ けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

児童氏名

- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……〔 〕
- ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしゃからかいがある。〔 〕
- ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。〔 〕
- ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。〔 〕
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

清掃や放課後の様子

児童氏名

- ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- ☐ 一人で下校することが多い。……………〔 〕
- ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。……………〔 〕
- ☐ 習い事や少年団を休み始め、「辞めたい」などと言い出す。〔 〕
- ☐ 習い事や少年団の話題を避ける。……………〔 〕

〈資料〉主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

＜電話番号＞

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

＜受付時間＞ 月・木 8：45～20：00

火・水・金 8：45～17：15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

＜受付時間＞ 24時間

＜メール相談＞ doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞ 0120-007-110（ぜろぜろなの ひゃくとおばん）

＜受付時間＞ 月～金 8：30～17：15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ 0166-31-5511

＜受付時間＞ 月～金 9：00～16：00

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察本部）

＜電話番号＞ 0120-677-110

＜受付時間＞ 月～金 8：45～17：30

◆法テラス旭川

＜電話番号＞ 050-3383-5566

＜受付時間＞ 月～金 9：00～17：00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時を担当までお知らせください。

旭川市立永山西小学校 TEL 48-1042

6 いじめの対処

(1) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- (イ) いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」
*P8参照の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- (ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- (ア) いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- (イ) いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- (ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- (ア) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- (イ) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- (ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを傍観していた児童に自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- (イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

(ア) 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮して対応を行います。

(イ) 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。

(ウ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。

(エ) 詳細な情報の共有はチーム内のみとするなど、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

(ア) 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態でも単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

(ア) いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

(イ) いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

(ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」*P8参照を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

(イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

旭川市立永山西小学校 いじめ早期発見・事案対処マニュアル（令和４年度）

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→学級担任・学年等→報告窓口（生徒指導担当者）→集約窓口（教頭）→校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- ☐ 事実関係の把握
- ☐ 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担の決定）
- ☐ いじめ認知の判断
- ☐ 全教職員による共通理解
- ☐ SCや関係機関との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童・生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- スクールカウンセラーの派遣要請

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	☐ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	☐ 当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下で、個人情報に留意し必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - ☐ 事実の整理、指導方針の再確認
 - ☐ スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実
 - ☐ 生徒指導体制の点検・改善
 - ☐ 教育相談体制の強化
 - ☐ 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - ☐ 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実
 - ☐ 道徳の時間の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
 - ☐ 分かる授業の展開や、認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組
- 家庭、地域との連携強化
 - ☐ 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - ☐ 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - ☐ 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

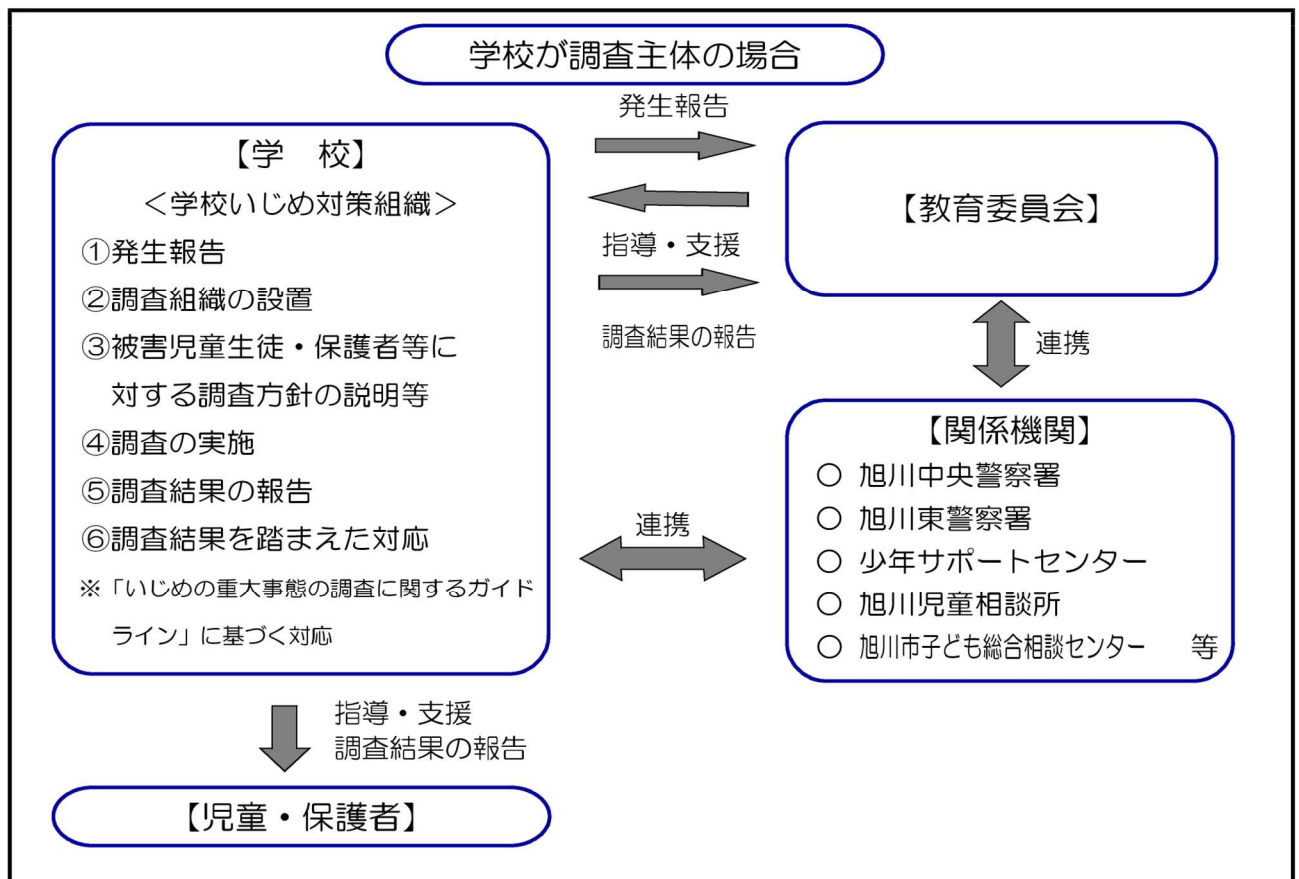
(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったとき。
- ※重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

(2) 学校における重大事態の対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」*3に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

(3) 重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

(ア) 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。

(イ) 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。

(ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

11 学校いじめ防止プログラム

本校におけるいじめ防止プログラムを次頁に示します。1年間の取組を確認し、職員で共通理解を図って進めます。〈資料〉本校における1年間の取組一覧

V 学校いじめ防止プログラム

□ は、未然防止の取組

□ は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教 職 員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童(生徒)、保護者への説明 ○職員会議 いじめ防止基本方針 ○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○ふれ合い活動の推進 ○市教委いじめに関する実態調査(毎月実施) ○学校ネットパトロール(毎月実施)	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の ○校内研修(1) ・いじめ防止に向けて ・今後に向けて	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(2)の内容検討及び準備、運営 ・アンケートの集計、分析 ○校内研修(2) ・児童理解研修(特別支援交流会) ○道教委いじめ問題への取組状況の調査①	○学校いじめ防止対策組織会議 ・ほっと、Q-U等、各種調査の実施方法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等)	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営 ・ほっと、Q-U等、各種調査の結果の分析 ○職員会議 ・2学期の計画 ○校内研修(3) ・児童アンケートや各種調査	○学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
			○教育相談(随時)		○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	
	○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等	○いじめ防止について理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○全校集会の実施 ・校長講話 等	○道教委いじめアンケート調査① ○各種調査の実施 ・ほっと、Q-U等 ○いじめ・非行防止強化月間①	○児童アンケート調査①	「生命(いのち)の安全教育」の実施	
	○学級懇談(参観日) ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○個人懇談(通年) ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年)	○個人懇談① ・観察ポイントの配付 ・相談機関の紹介	○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明 学級懇談(参観日) ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の紹介 ・希望する保護者との個別面談	○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ○個人懇談② ・児童に関する情報交流 ・観察ポイントの配付		
家 庭 ・ 地 域						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査及び教育相談に向けての検討 ○市教委いじめに関する実態調査(毎月実施) ○教育相談(全員対象)	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○校内研修(4) ○道教委いじめ問題への取組状況の調査(毎月実施)	○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・1年間の取組についての点検・評価 ○教育相談(随時)	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○職員会議 ・年度の反省 ・次年度に向けて ○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等
児童生徒	○道教委いじめアンケート調査② ○各種調査の実施 ・ほっと、Q-U等 ○いじめ・非行防止強化月間② 児童主体の取組(集会等)	○参観日における「いじめ」をテーマとした授業(道徳)	○児童アンケート調査② ○心と体の成長についての授業(保健)	○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	○道教委いじめアンケート調査③ ○情報モラル教育の実施	○ネット安全教室の実施
家庭・地域		学級懇談(参観日) ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の紹介 ・希望する保護者との個別面談	○個人懇談③ ・児童に関する情報交流 ・相談機関の紹介 ○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより		○学校評議員会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議 ○学校関係者評価の実施	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等